株主各位

第20回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1	会社の体制及び方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1頁
2	連結計算書類の連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5頁
(3)	計算書類の個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17頁

株式会社ドリームインキュベータ

会社の体制及び方針

- 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役は実効性のある内部統制システムと法令遵守体制を整備し、適正に企業を統治する。
 - ② 情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実施し、透明性のある経営を行う。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 代表取締役は文書管理規程を定め、次の文書(電磁的記録を含む)について関連資料とともに10年間保存し、管理するものとする。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - · 監查等委員会議事録
 - ・経営会議議事録
 - ・計算書類
 - ・その他取締役会が決定する書類
 - ② 代表取締役は、前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めるとともに、取締役、従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導する。
 - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社及び子会社の代表取締役は、次のリスクについて、継続的にモニタリングを行い、リスクが顕在化した場合には速やかに対応できるよう、規程並びに対応体制を整備する。
 - ・プロジェクトリスク
 - ・投資・与信リスク
 - ・情報リスク
 - ・各事業特有のリスク
 - ② 特に、投融資先数の増加に伴う投資・与信リスクの高まりに対しては、ポートフォリオ管理体制を強化し、リスク管理の徹底を図る。
 - ③ 当社及び子会社の代表取締役は、取締役、従業員に対して、業務執行において適切にリスクを管理するように指導する。
 - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役が取締役会の議長を務め、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うとともに、 業務執行の監督を行う。代表取締役は経営会議の議長を務め、適切・効率的な業務執行を推進す る。
 - ② 経営意思決定の迅速化と責任の明確化を図るという観点から、執行役員制度を継続・拡充する。
 - ③ 取締役会における経営・監督を補佐する機能として、取締役会担当を設置し、取締役職務の効率的な運営を補佐する。
 - (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役はコンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について、全員参加ミーティングにて、全社員への徹底を図る。
 - ② 監査等委員会による監査に加え、内部監査担当による内部監査を実施し、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証を行う。

- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 該当する子会社が設立される場合には、代表取締役は所要の統制体制を整備するものとする。
 - ② 当社は、子会社の取締役に対し、子会社の業務執行に係る重要事項等について、「関係会社管理規程」の定めに従い、定期的に当社へ報告又は事前承認を得ることを求めるものとする。
 - ③ 子会社において、「関係会社管理規程」に定める当社への事前協議や承認が必要な事項が発生した場合、当社は、協議及び決裁を通じて、子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
 - ④ 当社は、子会社に対して、内部監査を実施し、適宜子会社の業務執行を監視するものとする。
 - ⑤ 各子会社の監査役または取締役(監査等委員)と当社の内部監査部門及び監査等委員会が緊密に 連携し、グループにおける監査等委員会監査及び内部監査の有効性及び効率性を高めるものとす る。
- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は監査等 委員会が求める必要な要員数の補助の使用人を、速やかに設置するものとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人を設置する場合には、当該使用人に対する、取締役並びに 業務執行者からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を担保するものとする。

- (9) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ① 代表取締役は、取締役会並びに経営会議の参加者に監査等委員会委員長(又はその他の監査等委員)を加え、重要な経営情報を連携するものとする。
 - ② 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、法令・定款に反する事実 や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員 会に報告するものとする。
 - ③ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、監査等委員会へ報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備するものとする。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役は、取締役及び使用人の会議予定を監査等委員会が予め関知し、必要に応じていつでも参加・監視できるよう、会議スケジュール及びその出席予定者、会議目的を電子媒体にて各監査等委員に常時公開するものとする。
 - ② その他、監査等委員会より資料請求等の要請があった場合には、代表取締役は速やかに対応するものとする。
 - ③ 監査等委員会が職務の執行のために生ずる費用は、必要でないと認められる場合を除き、当社が 負担するものとする。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 - ① 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。
 - ② 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的な対応を行う。
 - ③ 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。

(12) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況 コンプライアンス委員会がその任に当たっている。

② 外部の専門機関との連携状況

顧問法律事務所と常時相談できる体制を整備している。

③ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

日常的な営業・業務活動で得られる情報に加え、顧問法律事務所や取引金融機関とのやりとりで得られる情報を含めて、反社会的勢力に関する情報を集中管理し、当社が一切関わることのないように確認できる体制を整備している。

④ 社内への周知徹底

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない旨、定期的に開催する全社員参加ミーティングで周知徹底するとともに、相談窓口を設けて、全社員がいつでも相談できる体制を設置している。

2. 当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 取締役の職務執行

当社は、経営環境の変化に対応したスピーディーな意思決定を行うため、取締役会を定例(原則月1回)で開催し、緊急を要する案件があれば、書面決議による取締役会を開催しております。当社取締役会は監査等委員である社外取締役3名を含む8名で構成され、取締役の職務執行状況を監督しております。また、取締役の職務の執行を効率的に行うため、会社の日々の執行に関する権限を当社の執行役員を構成員とする経営会議に委譲しております。

(2) 監査等委員会の職務執行

当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名によって構成され、取締役として取締役会において議決権を行使するほか経営会議等の重要な会議に出席して意見を述べております。また、内部監査担当や監査法人の連携・情報交換を通じ、取締役の業務執行の妥当性、効率性を幅広く検証するなどの監査を実施しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査担当は、業務プロセスの適正性、妥当性及び効率性など業務執行部門の内部監査を通じて、内部統制システムの運用状況を監査するとともに、監査結果のフォローアップを実施し、問題点の発見及び改善を図っております。

(4) リスク管理に関する取り組み

当社は戦略コンサルティング事業におけるプロジェクトリスク、インキュベーション事業における 投資先リスクについてリスクが顕在化した場合に速やかに対応できるよう継続的なモニタリングを 実施しております。また、投資リスクに対してはポートフォリオ管理体制を強化しております。

(5) コンプライアンスに関する取り組み

当社は全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役が全員参加のミーティングの場等において、コンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について全社員への周知徹底を図っております。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への長期利益還元を重要な経営課題の一つと認識しております。利益配分につきましては、各期の経営成績、財政状態及び将来の投資原資を総合的に勘案しながら、最適な時期に最適な方法で株主の皆様に報いていく方針であります。

当期につきましては、総額300百万円の自己株式の取得を予定しており、これにより配当は行わないこととさせていただきます。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

連結子会社の名称 アイペット損害保険株式会社

Dream Incubator (Vietnam) Joint Stock Company

株式会社DI Digital 株式会社DI Asia

DI MARKETING (THAILAND) CO.,LTD.
PT Dream Incubator Marketing Indonesia

DI Pan Pacific Inc. DI投資合同会社

DIインドデジタル投資組合 DIAI INDIA PRIVATE LIMITED 株式会社ワークスタイルラボ

DIMENSION株式会社

DIMENSION投資事業有限責任組合

DIMENSION株式会社及びDIMENSION投資事業有限責任組合は、当連結会計年度において新たに 設立したため、連結の範囲に含めております。

得愛(上海)企業管理咨洵有限公司、DI MARKETING CO.,LTD.、DREAM INCUBATOR COMPANY LIMITEDは、重要性が低下したため、当連結会計年度末より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はありません。

連結範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び 利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法適用関連会社の名称 DI Investment Partners Limited

DI Asian Industrial Fund, L.P.

(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益 剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適 用範囲から除外しております。

なお、他の会社の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としていない当該他の会社がありますが、主たる営業目的である営業投資事業のために取得したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて投資先会社の支配を目的とするものではないため、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT Dream Incubator Marketing Indonesiaの決算日は12月31日、DIMENSION投資事業有限責任組合の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく決算書を利用しております。また、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - イ) 関連会社株式

移動平均法に基づく原価法であります。

- 口) その他有価証券(営業投資有価証券を含む)
 - ・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法であります。また、評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

・時価のないもの 移動平均法に基づく原価法であります。

ハ) 投資事業組合等への出資

関連会社である組合等については、連結決算日における組合等の仮決算による決算書に基づいて、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。なお、関連する損益については、組合等を管理運営する関連会社の持分法投資損益とともに、営業損益の区分に表示しております。

関連会社でない組合等については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近 の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

二) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。

② たな卸資産

イ) 仕掛品

個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)であります。

口)原材料及び貯蔵品

移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)であります。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 - イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物が3~15年、器具備品が3~20年であります。

ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

② 無形固定資産

イ) リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法によっております。

ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 投資損失引当金

期末現在に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資会社の実情を勘案の上、その損失 見積額を計上しております。

② 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等 特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤ 役員賞与引当金

一部の連結子会社は、役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑥ 株式給付引当金

役員株式交付規程及び株式給付規程に基づく役員及び従業員への当社株式の給付に備えるため、 当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、将来の超過収益力が期待される期間(7年及び10年)にわたり、定額法による均等償却を 行っております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

① 営業投資売上高及び営業投資売上原価

営業投資売上高には、投資育成目的等の営業投資有価証券の売却額、受取配当金及び投資事業組合等の純利益に当社の持分割合を乗じた金額等を計上しております。

営業投資売上原価には、これに対応する営業投資有価証券の売却簿価、支払手数料、評価損及び 投資事業組合等の純損失に当社の持分割合を乗じた金額等を計上しております。

② コンサルティングサービス売上高

コンサルティングサービス売上高については、検収を要しないものにつき契約期間の経過に伴い、 契約上収受すべき金額を収益として計上しております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、保険業を営む連結子会社の損害調査費、営業費及び一般管理 費等の費用については税込方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産の 「その他」に計上し、5年間で均等償却する方法によっております。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「有形固定資産」の「工具器具備品」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結計算書類の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」に表示していた「工具器具備品」480百万円は、「その他」480百万円として組替えております。

(追加情報)

1. 株式付与BIP信託の会計処理について

当社は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、株式報酬制度として役員報酬BIP信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1)取引の概要

当社が当社役員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める役員株式交付規程に基づき当社役員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。その後、当該信託は、役員株式交付規程に従い、信託期間中の業績指標及び役位等に応じた当社株式を、退任時に無償で役員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、役員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度120百万円及び67,800株、当連結会計年度120百万円及び67,800株であります。

2. 株式付与ESOP信託の会計処理について

当社は、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1)取引の概要

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の職位等に応じた当社株式を、退職時に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度660百万円及び386,923株、当連結会計年度550百万円及び322,869株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 事業整理益

当社の子会社である株式会社DI Asiaにつきましては、市場調査事業の撤退に伴い、事業譲渡による受取金額等から、同社子会社の清算等に係る金額を差し引いた金額を事業整理益として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,350,300		31,100		_	10,381,400

(注)発行済株式の総数の増加理由は下記のとおりです。 新株予約権の行使による新株発行による増加

31,100株

- 2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額 該当事項はありません。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。
- 3. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	502,761	19	9,340	6	4,054	638,047

- (注) 1. 自己株式の増加199,340株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取によるものです。
- (注) 2. 自己株式の減少64,054株は、株式付与ESOP信託口による当社株式の売却によるものです。
- (注) 3. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式の株式数には、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式がそれぞれ386,923株、322,869株及び役員報酬BIP信託口が保有する当社株式がそれぞれ67,800株、67,800株含まれております。
- 4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の数 普通株式 135,200株
- 5. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、国内外の上場及び未上場企業に対する投資事業(営業投資事業)を行っております。国内については公募増資等の直接金融によって調達した資金を用いた投資を行っております。また、当期より投資事業有限責任組合を組成し、当該組合を通じて外部から調達したファンド出資金を用いて投資を行っております。

海外、とりわけアジアを中心とした未上場企業への投資については、主に投資事業組合を通じて外部から調達したファンド出資金を用いて投資を行っております。

その他、当社グループは余剰資金の運用を行っておりますが、当該運用については、投資信託及び短期的な預金等に限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

保有する有価証券等の金融資産は、主として国内の上場及び未上場企業の株式を投資対象とした営業投資有価証券であり、当該有価証券は当連結会計年度末における連結計算書類の総資産のうち23.6%を占めております。これらの資産は、投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと、新興株式市場の市況やIPO(株式公開)審査、規制等の状況変化等の外的なリスクにさらされております。

その他、投資有価証券を保有しておりますが、これらは、主として投資信託であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

(3) リスク管理体制

① 信用リスクの管理

預金に係る信用リスクについては、資産運用規程に基づき、格付の高い金融機関に限定して取引を行っております。また、営業債権に係る信用リスクに関しては、決済までのサイトを短期間に設定するとともに、当社グループの与信管理規程に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を都度行っております。

② 市場リスク管理

当社の保有する上場株式については、市場価格の変動リスクにさらされております。上場株式等については、ポートフォリオマネジャーによる継続的なモニタリングによって、価格変動リスクの軽減を図っております。

なお、連結子会社は、預貯金及び有価証券の市場リスクについて定期的に時価の把握を行っております。

③ 上場及び未上場企業に対する投資のリスク管理

当社の保有する金融資産の大半を占める上場及び未上場株式については、当該投資先企業の財務 状況を月次や四半期毎等、継続的なモニタリングを行い、投資先の業績を適時に把握するとともに、 当該業績の状況等を価額に反映させております。

④ 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) 当社グループは、適時資金状況を確認し、手元流動性を高く維持し、流動性リスクに対処しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

市場価格のない有価証券については、当該投資先企業の財務状況を月次や四半期毎等、投資先企業の投資残高に応じて定期的にモニタリングを行い、投資先の業績を適時に把握するとともに、当該業績の状況等を価額に反映させております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額及び時価並びにその差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注) 2. をご参照ください。)。

(単位:百万円)

			(+12 - 0/31 3/
	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
現金及び預金	4,745	4,745	_
受取手形及び売掛金	2,917	2,917	
金 銭 の 信 託	1,013	1,013	
営業投資有価証券	360	360	
投 資 有 価 証 券			
その他有価証券	5,662	5,662	_
資 産 計	14,698	14,698	
短 期 借 入 金	825	825	_
長 期 借 入 金	1,198	1,194	△3
負 債 計	2,023	2,019	△3

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

・現金及び預金

現金及び預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

・受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

・金銭の信託

金銭の信託については、信託銀行から提示された価格によっております。

· 営業投資有価証券

株式市場に上場している有価証券については、取引所における市場価格によっております。

・投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所における市場価格、債券・外国証券は取引先から提示された価格によっております。また、投資信託については、取引所価格、公表されている 基準価格又は資産運用会社から提示された基準価格によっております。

・短期借入金

短期借入金については、すべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似 していることから、当該帳簿価額によっております。

・長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

																· i i–			٥,
								ì	車	結	貸	借	対	照	表	計	上	額	
営	業	投	資	有	価	証	券												
非	-	上	場	株		式	等									4,5	03		
非	-	上	場	出		資	金									1,5	28		
投	資	Í	有	価	i	証	券												
非	-	上	場	株		式	等									1	99		
非		上	場	出		資	金									1	00		
	合					計										6,3	30		

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

1,090円75銭

2. 1株当たり当期純損失

※ 20円31銭

(期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。)

- (注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する自社の株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純損失」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- (注) 2. 「1株当たり純資産額」の算定上、控除した役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する自己株式の期末株式数は、当連結会計年度390,669株であり、「1株当たり当期純損失」の 算定上、控除した自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度404,232株であります。
 - ※1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純損失	198百万円
普通株主に係る親会社株主に帰属する当期純損失	198百万円
普通株式の期中平均株式数	9,768,500株

(重要な後発事象)

当社の連結子会社であるアイペット損害保険株式会社(以下、アイペット)は、2020年4月28日 開催の取締役会において、所定の手続きを経た上で、2020年10月1日(予定)を期日として、アイペットの単独株式移転により、アイペットの純粋持株会社(完全親会社)であるアイペットホールディングス株式会社(以下、持株会社)を設立することを決議いたしました。

1. 株式移転の要旨

(1) 株式移転の日程

定時株主総会基準日	2020年 3月31日 (火)
株式移転計画書承認取締役会	2020年 4月28 日 (火)
株式移転計画書承認定時株主総会	2020年 6月27 日 (土) 予定
アイペット損害保険株式会社上場廃止日	2020年 9月29日 (火) 予定
株式移転期日・純粋持株会社設立日	2020年 10月 1日 (木) 予定
純粋持株会社設立登記日	2020年 10月 1日 (木) 予定
純粋持株会社上場日	2020年 10月 1日 (木) 予定

但し、本件株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

(2) 株式移転の方法

アイペットを株式移転完全子会社、持株会社を株式移転完全親会社とする単独株式移転です。

(3) 株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

	アイペットホールディングス株式会社 (完全親会社・持株会社)	アイペット損害保険株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

①株式移転比率

株式移転により持株会社がアイペットの発行済み株式の全部を取得する時点の直前時におけるアイペットの株主の皆様に対し、その保有するアイペットの普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。

②単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

③株式移転比率の算定根拠

本件株式移転は、アイペット単独による株式移転によって完全親会社(持株会社)1社を設立するものであり、株式移転時のアイペットの株主構成と持株会社の株主構成に変化のないことから、株主の皆様に不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有するアイペット普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたしました。

④第三者機関による算定結果、算定方式及び算定根拠

上記③のとおり、本件株式移転はアイペット単独による株式移転でありますので、第三者機関による算定は行いません。

⑤本件株式移転により交付する新株式数 (予定)

持株会社普通株式 10,796,994株

(4) 株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

アイペットが発行している新株予約権については、持株会社は、アイペット新株予約権の新株予 約権者に対し、その有するアイペット新株予約権に代えて同等の持株会社新株予約権を交付し、割 り当てる方針です。なお、アイペットは新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項は ありません。

(5) 株式移転交付金 株式移転交付金の支払いは行いません。

2. 株式移転の当事会社の概要

(2020年3月31日現在)

		(202	0年3月31日現在)	
(1) 名称	アイペット損害保険株	式会社		
(2) 所在地	東京都港区六本木一丁	目8番7号 MFPR	六本木麻布台ビル	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長 山	村 鉄平		
(4) 事業内容	損害保険業			
(5) 資本金	4,118百万円			
(6) 設立年月日	2004年5月11日			
(7) 発行済株式数	10,796,994株			
(8) 決算期	3月31日			
(9) 大株主及び持株比率	株式会社ドリームインキュベータ 56.20% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 9.55% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 4.59% 株式会社フォーカス 4.33% 双日株式会社 4.33% YCP HOLDINGS LIMITED 4.33% 株式会社ソウ・ツー 3.88% アイペット損害保険従業員持株会 1.02% 田中 聡 0.54%			
(40)	山村 鉄平	0.52%		
(10) 最近3年間の経営成績及び財	1	20105255	2020/5 2 5 55	
	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	
純資産(百万円) 	2,902	5,336	-	
総資産(百万円)	9,250	13,574		
1株当たり純資産(円) (注)	308.99	500.16	516.96	
経常収益(百万円)	12,268	14,941	18,334	
経常利益(百万円)	561	297	413	
当期純利益 (百万円)	32	851	261	
1株当たり当期純利益(円) (注)	3.46	81.00	24.39	
1株当たり配当金(円)	_	_	_	
(XX) - () 0 1 1 1 0 0 1 0 - 1 0 E 1 E 1	1-24-17-11 15 4 111 1 14	0 1/1 - 1 /1 0 - 1/1 1	A + 1 / / / 1 / / / / / / / / / / / / /	

⁽注) アイペットは2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2018年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

3. 株式移転により新たに設立する会社 (完全親会社・持株会社) の概要 (予定)

(1) 名称	アイペットホールディングス株式会社
(2) 所在地	東京都港区六本木一丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 CEO 山村 鉄平
(4)事業内容	①損害保険会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理 ②その他上記の業務に付帯する業務
(5) 資本金	100百万円
(6) 決算期	3月31日
(7) 設立年月日	2020年10月1日
(8) 発行済株式数	10,796,994株
(9) 取締役	代表取締役 C E O 山村 鉄平 取締役 C F O 工藤 雄太 取締役 山内 一洋 社外取締役(監査等委員) 杉町 真 社外取締役(監査等委員) 星田 繁和 取締役(監査等委員) 原田 哲郎
(10) 純資産	未定
(11) 総資産	未定

4. 会計処理の概要

企業会計上の「共通支配下の取引」に該当するため、損益への影響はありません。なお、本件株式 移転によるのれんは発生しない見込みであります。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に関する注記)

- 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法であります。
 - ② その他有価証券(営業投資有価証券を含む)
 - イ) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法であります。また、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

口) 時価のないもの

移動平均法に基づく原価法であります。

③ 投資事業組合等への出資

子会社である組合等については、決算日における組合の決算書に基づいて、持分相当額を総額で取り込む方法によっております。

関連会社である組合等については、決算日における組合等の仮決算による決算書に基づいて、持 分相当額を純額で取り込む方法によっております。

子会社及び関連会社でない組合等については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)であります。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
 - ① リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物が15年、器具備品が4~20年であります。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

- (2) 無形固定資産
 - ① リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能 期間(5年)による定額法によっております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 投資損失引当金

期末現在に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資会社の実情を勘案の上、その損失見 積額を計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等 特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

役員株式交付規程及び株式給付規程に基づく役員及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当 事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 営業投資売上高及び営業投資売上原価

営業投資売上高には、投資育成目的等の営業投資有価証券の売却額、受取配当金及び投資事業組合 等の純利益に当社の持分割合を乗じた金額等を計上しております。

営業投資売上原価には、これに対応する営業投資有価証券の売却簿価、支払手数料、評価損及び投資事業組合等の純損失に当社の持分割合を乗じた金額等を計上しております。

(2) コンサルティングサービス売上高

コンサルティングサービス売上高については、検収を要しないものにつき契約期間の経過に伴い、 契約上収受すべき金額を収益計上しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

1. 株式付与BIP信託の会計処理について

「連結注記表(追加情報)」に当該注記をしております。

2. 株式付与ESOP信託の会計処理について

「連結注記表(追加情報) | に当該注記をしております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりです。

関係会社に対する短期金銭債権 150百万円 関係会社に対する長期金銭債権 632百万円 関係会社に対する短期金銭債務 116百万円

2. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引

売上高7百万円販売費及び一般管理費68百万円営業外収益0百万円

2. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	502,761	199,340	64,054	638,047

- (注) 1. 自己株式の増加199,340株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取によるものです。
- (注) 2. 自己株式の減少64,054株は、株式付与ESOP信託口による当社株式の売却によるものです。
- (注) 3. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式の株式数には、株式付与ESOP信託口が保有する 当社株式がそれぞれ386,923株、322,869株及び役員報酬BIP信託口が保有する当社株式がそ れぞれ67,800株、67,800株含まれております。
- 2. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

冰些忧並其注	
営業投資有価証券評価損否認額	300百万円
貸倒引当金	97百万円
株式給付引当金	82百万円
その他有価証券評価差額金	65百万円
営業投資有価証券売却益	36百万円
その他	70百万円
小計	653百万円
評価性引当額	△297百万円
繰延税金資産合計	356百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△32百万円
譲渡損益調整勘定	△25百万円
その他	△2百万円
繰延税金負債合計	△60百万円
繰延税金資産(負債)の純額	295百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会 社 名	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	勘定科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社DI Asia	(所有) 直接 100.0	金銭債権	費用の立替 (注 1)	_	その他 流動 資産	6
				金銭貸付等 (注1)	_	その他 固定 資産	517
子会社	DI Pan Pacific Inc.	(所有) 直接 100.0	組成及び出資の引受	出資の引受 (注2)	135	_	_
子会社	DIインドデジタル 投資組合	(所有) 直接 66.6 間接 0.1	組成及び出資の引受	出資の引受 (注3)	350	_	_
子会社	DIMENSION投資事業 有限責任組合	(所有) 直接 48.7 間接 2.6	組成及び 出資の引受	出資の引受 (注3)	190	_	_
関連会社	DI Asian Industrial Fund, L.P.	(所有) 直接 20.1	組成及び出資の引受	分配金受取 (注4)	252	_	_

- (注) 1. 株式会社DI Asiaへの債権等に対して、230百万円の貸倒引当金を計上しております。また、 当事業年度において、73百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (注) 2. 増資による出資の引受であります。
- (注) 3. キャピタルコール方式による出資の引受であります。
- (注) 4. 組合財産の払戻を受けたものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

1.059円37銭

2. 1株当たり当期純損失

※ 19円92銭

(期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。)

- (注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に 残存する自社の株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する 自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純損失」の算定上、期中平均株式数の計 算において控除する自己株式に含めております。
 - 2. 「1株当たり純資産額」の算定上、控除した役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する自己株式の期末株式数は、当事業年度390,669株であり、「1株当たり当期純損失」の算定上、控除した自己株式の期中平均株式数は、当事業年度404,232株であります。
 - ※1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純損失	194百万円		
普通株式に係る当期純損失	194百万円		
普通株式の期中平均株式数	9,768,500株		